明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

イ　法第四十三条の三の十一第一項の規定による検査の結果	検査の都度
ロ　法第四十三条の三の十五第一項の規定による検査の結果	同一事項に関する次の検査の時までの期間 検査の都度 同一事項に関する次の検査の時までの期間

第三条第一項の表第二号中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に改め、同号イ中「原子炉（」を「発電用原子炉（」に改め、同項ホ及びヘ中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同号ト中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同号チ中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同号ソ中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項の表第三号中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、同号ロ中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項の表第五号イ中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同号ロ中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に改め、同号ホ中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同項の表第六号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項の表第九号イ中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同号ロ中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項の表第十一号中「第七条の五第一項」を「第七十七条第一項」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第四項及び第五項中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同条第六項中「法第四十三条の三の二第三項」を「法第四十三条の三の三十二第三項」に改める。

第四条第一項中「法第三十四条」を「法第四十三条の三の二十一」に改める。

第五条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「第十一条の三、第十一条の四及び第十三条」を「第八十八条」に改め、同条第二項中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「第七条の五第一項」を「第七十七条第一項」に改める。

第六条第一項第二号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第七条第三号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、同項第四号中「第七条の三の六」を「第七十四条」に改める。

第八条中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第九条中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第十条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同条第二項中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第十一条の見出し中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者（法第四十三条の三の二第二項」を「発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十二第二項」に、「放射線業務従事者であって管理区域に常時立ち入るものに原子炉施設」を「発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設」に改め、同条第二項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉施設の保全」に、「原子炉施設の運転」を「発電用原子炉施設の保全」に、「原子炉施設ごと」を「発電用原子炉施設ごと」に改め、同項第一号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同項第二号中「法第四十三条の三の二第三項」を「法第四十三条の三の三十二第三項」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項第四号ロ中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同号ハからヘまで中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第二項中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第十三条の見出し中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に、「原子炉施設について」を「発電用原子炉施設について」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「原子炉施設の安全」を「発電用原子炉施設の安全」に、「原子炉施設の供用」を「発電用原子炉施設の供用」に改め、「（以下「長期保守管理方針」という。）」を削り、同項第二号、第三号、第八号及び第九号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。）第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）

第十三条第二項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「三十年を経過した日以降十年を超えない期間ごとに」を「四十年を経過する日までに」に、「長期保守管理方針」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針」に改め、同項に次の二号を加える。

一　当該発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合における当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合　延長する期間

二　前号に掲げる場合以外の場合　十年

第十三条第四項中「前三項」を「前四項」に、「第四十三条の三の二第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「第一項又は前項」を「前三項」に、「長期保守管理方針」を「保守管理に関する方針」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過した日以降十年を超えない期間ごとに、第一項に規定する安全上重要な機器等並びに同項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

第十三条の次に次の四条を加える。

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十三条の二　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を設置すること。

三　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。